

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年 10 月 5 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 23 件

厚生年金保険関係 23 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700183号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700225号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額に係る記録を57万円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額57万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から57万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700184号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700226号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を38万3,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額38万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から38万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700185号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700227号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年6月9日の標準賞与額に係る記録を9万6,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額9万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から同年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から9万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700186号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700228号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年12月9日の標準賞与額に係る記録を16万3,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額16万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成23年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から16万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700187号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700229号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額に係る記録を13万6,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額13万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から13万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700188号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700230号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年12月9日の標準賞与額に係る記録を19万3,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額19万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成24年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から19万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700189号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700231号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年12月9日は87万9,000円、平成26年6月9日は8万6,000円とすることが必要である。

平成25年12月9日及び平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月9日  
② 平成26年6月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額87万9,000円、請求期間②において標準賞与額8万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年\*月\*日から平成27年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は87万9,000円、請求期間②は8万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700190号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700232号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は54万9,000円、平成26年6月9日は15万9,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日及び平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月9日  
② 平成26年6月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額54万9,000円、請求期間②において標準賞与額15万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成23年\*月\*日までの期間及び平成26年\*月\*日から平成27年\*月\*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は54万9,000円、請求期間②は15万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700191号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700233号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を39万円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額39万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から39万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700192号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700234号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年12月9日の標準賞与額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額11万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から11万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700193号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700235号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を52万3,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額52万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成27年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から52万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700194号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700236号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を28万4,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額28万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から28万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700195号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700237号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を24万円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額24万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から24万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700196号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700238号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を34万6,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額34万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成26年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から34万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700197号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700239号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月9日は58万円、平成23年6月9日は4万4,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日及び平成23年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月9日  
② 平成23年6月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額58万円、請求期間②において標準賞与額4万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成24年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は58万円、請求期間②は4万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700198号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700240号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額に係る記録を21万3,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額21万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から21万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700199号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700241号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を69万2,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額69万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年\*月\*日から同年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から69万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700200号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700242号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年12月9日の標準賞与額に係る記録を17万3,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額17万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年\*月\*日から平成23年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から17万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700201号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700243号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を10万5,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額10万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年\*月\*日から平成25年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から10万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700202号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700244号

## 第1 結論

請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額に係る記録を48万円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額48万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年\*月\*日から平成24年\*月\*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から48万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700133号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700246号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を31万円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社から請求期間に支払われた賞与について、基金の記録はあるが、厚生年金保険の記録はないことが分かった。調査の上、当該賞与について、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細書及び同社の回答により、請求者が、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を請求期間に係る標準賞与額として認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額から、31万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700203号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700247号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成9年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成9年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

請求者のC社における平成10年1月1日から同年2月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成10年1月の標準報酬月額については、30万円を34万円とする。

平成10年1月の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成10年1月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成8年7月1日から平成9年8月31日まで  
② 平成9年8月31日から同年9月1日まで  
③ 平成9年9月1日から平成10年5月21日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社における標準報酬月額が、従前の38万円から30万円に減額されているが、実際に支給された給与額に変更はなかったため、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格喪失日が平成9年8月31日、C社における被保険者資格取得日が同年9月1日となっており、被保険者期間に1日の空白があるが、請求期間②も継続勤務しており、同年9月1日に両社のオーナーである先代社長の指示により異動したため、A社における被保険者資格喪失日の記録を訂正してほしい。

請求期間③について、厚生年金保険の記録では、C社における標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低く記録されているため、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間②について、雇用保険の加入記録並びにB社及び複数の元同僚の回答により、請求者が、当該期間においてA社に継続して勤務していたこと(平成9年9月1日にA社からC社に異動)が認められる。

また、請求期間②当時にA社が加入していたD健康保険組合の記録によると、請求者の同組合における被保険者資格の喪失日が平成9年9月1日であるところ、同組合は、「請求期間②当時、A社が社会保険事務所（当時）に提出する届出書と健康保険組合に提出する届出書は、複写式であった。」旨回答している上、同組合及びB社の各担当者は、「請求期間②当時、社会保険事務所への届出は、健康保険組合を経由していた。」旨陳述していることから、A社では同一内容の届出を健康保険組合と社会保険事務所に行っていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者がA社において平成9年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、請求者の請求期間②の標準報酬月額については、平成9年8月のD健康保険組合の記録から、30万円とすることが妥当である。

- 2 請求期間③のうち、平成10年1月1日から同年2月1日までの期間について、請求者から提出された平成10年2月支払に係る給与の明細が記された資料及び雇用保険被保険者離職票－2から判断すると、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（30万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③のうち、平成10年1月1日から同年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の平成10年2月支払に係る給与の明細が記された資料及び雇用保険被保険者離職票－2により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成10年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間③のうち、平成9年9月1日から平成10年1月1日までの期間について、請求者から提出された平成9年分給与所得の源泉徴収票及び平成10年1月支払に係る給与の明細が記された資料により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（30万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（30万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

次に、請求期間③のうち、平成10年2月1日から同年5月21日までの期間について、請求者から提出された雇用保険被保険者離職票－2により、請求者が、当該期間において、C社からオンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、B社は、「請求期間③当時の賃金台帳等の資料を保管していない。請求者の厚生年金保険料控除額は不明である。」旨回答している上、請求者の請求期間③における住所地のE市は、「請求期間③に係る課税データ等について、保存期間満了のため回答できない。」旨回答していることから、請求者の請求期間③に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について事業所等から確認することができない。

また、オンライン記録において、C社における請求者の整理番号前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚13人に事情照会し、回答があった4人は、いずれも、「給与明細書等の厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管していない。」旨回答しており、元同僚の厚生年金保険料控除の状況から、請求者の請求期間③のうち、平成10年2月1日から同年5月21日までの期間に係る厚生年金保険料を推認することができない。

さらに、請求期間③当時にC社が加入していたF健康保険組合が回答する請求者に係る標準報酬月額(30万円)は、請求者の請求期間③に係るオンライン記録の標準報酬月額(30万円)と同額である。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③のうち、平成10年2月1日から同年5月21日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 請求期間①のうち、平成8年12月1日から平成9年8月31日までの期間について、請求者から提出された平成9年分給与所得の源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(30万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(30万円)と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

次に、請求期間①のうち、平成8年7月1日から同年12月1日までの期間について、B社は、「請求期間①当時の賃金台帳等の資料を保管していない。請求者の厚生年金保険料控除額は不明である。」旨回答している上、請求者の請求期間①における住所地のE市は、「請求期間①に係る課税データ等について、保存期間満了のため回答できない。」旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について事業所等から確認することができない。

また、オンライン記録において、A社における標準報酬月額が、平成8年7月の随時改定により、請求者と同様に減額されている元同僚14人に事情照会し、回答があった12人(請求期間①当時の取締役及び請求者から名前が挙がった者を含む。)は、いずれも、「給与明細書等の厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管していない。」旨回答しており、元同僚の厚生年金保険料控除の状況から、請求者の請求期間①のうち、平成8年7月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を推認することができない。

さらに、請求期間①当時にA社が加入していたD健康保険組合の記録により確認できる請求者の請求期間①の標準報酬月額(30万円)は、請求者の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額(30万円)と同額である。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち、平成8年7月1日から同年12月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700204号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700248号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年8月25日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和62年8月25日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和62年8月25日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年8月25日から同年9月1日まで

A社に、昭和61年3月3日から昭和62年8月31日までの18か月間勤務したが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者期間が昭和61年3月3日から昭和62年8月25日までの17か月間となっている。

しかし、私が所持する当時の給与支給明細書及び給与計算書を見ると、18か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、昭和62年9月分給与計算書を見ると、同年8月31日までの給与の支払も受けている。

調査の上、請求期間を被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書及び給与計算書、請求者の雇用保険被保険者記録により、請求者が、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、昭和61年5月から同年7月までの報酬月額を計算の基礎として同年10月の定時決定における標準報酬月額が適用されることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、同年5月分から同年7月分までの給与支給明細書及び給与計算書により確認できる報酬月額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求期間当時の資料を保管しておらず不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700145号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700245号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年2月13日から平成11年9月4日まで

A社に勤務していた請求期間における標準報酬月額が、実際の給与額(35万円)よりも低く記録されている。

調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額の記録訂正に当たっては、請求期間に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認することが必要である。

しかしながら、A社に係るオンライン記録及び商業登記の記録によると、同社は、平成13年6月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、平成27年1月20日に解散しており、同社の請求期間当時の役員の一は、「請求期間当時の資料は何も残っておらず、請求期間当時の社会保険事務及び経理事務を行っていた事業主は死亡しており、請求者の請求期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」旨回答していることから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、事業所等から確認することができない。

また、請求者から平成5年のものとして提出されたA社に係る給与所得の源泉徴収票(写し)及びB労働局から提出された請求者の雇用保険受給資格者証によると、請求者が、請求期間の一部の期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額を受けていたことがうかがえるものの、当該資料からは、請求期間に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

さらに、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な事跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。